

全国大学音楽教育学会会則

第1章 総則

第1条 (名称)

本会を全国大学音楽教育学会と称する。

第2条 (目的)

本会は保育士、幼児・児童教育者の養成機関等における音楽教育に関する研究を目的とし、全国各地の特色を生かした活動を行う。

第2章 事業

第3条 (事業・研究)

前項の目的を達するため、次の事業を行う。

1. 全国大会の開催。
2. 研究紀要の刊行。
3. 各地区の開催する研究会等。
4. 会員名簿発行。
5. その他。

第3章 組織

第4条 (地区学会)

本会は、北海道、東北、関東、中部、関西、中・四国、九州の地区学会によって組織する。

第5条 (会員)

1. 本会の会員は、次のとおりとする。
 - 1) 正会員 本会の趣旨に賛同し、各地区に所属しているものとする。
 - 2) 名誉会員 本会の事業に協力し、または、貢献のあったもの。
 - 3) 賛助会員 本会の事業を援助する個人、または、法人及び団体。
2. 正会員は、全国大会及び他地区学会において研究発表を行うことができる。

第6条 (入会・退会)

本会の入会・退会は、各地区学会の規定によるものとする。

第4章 役員

第7条 (役員構成)

本会には、下記の役員をおく。

| | |
|-------|-----|
| 顧問 | 若干名 |
| 名誉理事長 | 1名 |
| 理事長 | 1名 |
| 副理事長 | 2名 |
| 理事 | 若干名 |
| 監事 | 2名 |
| 事務局長 | 1名 |

第8条 (選出)

1. 理事長、副理事長、監事は、理事会において互選する。
2. 顧問、名誉理事長は、理事会の推薦によりこれを定める。

第9条 (理事会・常任理事会)

1. 理事会は、役員で構成する。
2. 常任理事会は、理事長、副理事長、事務局長で構成し、理事会執行上の議題を審議する。理事長が必要と認めた場合は、顧問、名誉理事長の出席を求めることができる。

第10条 (役員の任務)

役員の任務は次の通りとする。

1. 理事長は、本会を代表し、会務を総括し、会議を招聘する。
2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故ある時の職務を代行する。
3. 理事は、理事会を組織し、会務を遂行する。
4. 監事は、会計及び会務の執行状況を監査する。

第11条 (役員の任期)

1. 役員の任期は、理事長、副理事長、監事については2ヶ年、ただし再任は妨げない。その他の理事については各地区会長及び副会長の在任期間とする。ただし顧問、名誉理事長の任期は、特にこれを定めない。顧問、名誉理事長に欠損が生じた時は、理事会の承認を経てこれを決定する。
2. 永年に亘る本会への功績が顕著であると認めた役員は、各地区の会長及び副会長としての任期終了後も理事会の推薦により留任できる。ただしその任期は、特にこれを定めない。

第12条 (事務局長)

1. 本会に事務局長をおく。
2. 事務局長は、理事会の議を経て、理事長が理事の中からこれを委嘱する。

第13条 (顧問・名誉理事長・名誉会員・賛助会員)

1. 本会に理事会の承認を経て、顧問・名誉理事長・名誉会員・賛助会員を置くことができる。
2. 顧問・名誉理事長・名誉会員・賛助会員については細則に定める。

第5章 会 議

第14条 (会議)

本会はその目的を達成するため、理事会及び常任理事会を開き、会務執行上の重要事項を審議する。

第15条 (議決)

会議の議決は出席者の過半数の賛成をもって決定する。但し可否同数の場合は議長がこれを決定することができる。

第6章 会 計

第16条 (会費)

1. 本会の経費は、会費その他の収入をもってこれにあてる。
2. 会費は各地区の会計より本部事務局へ、年会費 2,000 円／1人として会員数分を納付する。

第17条 (会計年度)

本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

付 則

- ① 本会の会則は、昭和 60 年 4 月 1 日から実施する。
- ② 本会一部改訂 昭和 60 年 6 月 20 日
- ③ 本会一部改訂 昭和 61 年 10 月 31 日
- ④ 本会一部改訂 昭和 62 年 11 月 11 日
- ⑤ 本会一部改訂 昭和 63 年 9 月 9 日（会の名称・会費）
- ⑥ 本会一部改訂 平成 1 年 6 月 21 日（役員）
- ⑦ 本会一部改訂 平成 5 年 6 月 6 日（事務局長）
- ⑧ 本会一部改訂 平成 6 年 6 月 25 日（事務局長・付則一部削除）
- ⑨ 本会一部改訂 平成 7 年 6 月 15 日（会員）（入会・退会）（役員の選出と構成）（理事会・常任理事会）
（役員の仕事）
- ⑩ 本会一部改訂 平成 8 年 9 月 4 日（役員）（理事会・常任理事会）（顧問・名誉会員・賛助会員）（会費）
- ⑪ 本会一部改訂 平成 13 年 2 月 22 日（役員）（役員の構成）（理事会・常任理事会）（役印の仕事）（役員の任期）
（名誉会員・賛助会員）
- ⑫ 本会一部改訂 平成 15 年 9 月 4 日（目的）（事業・研究）（地区学会）（会員）（入会・退会）（役員の構成）
（選出）（理事会・常任理事会）（役員の任期）（事務局長）
（顧問・名誉理事長・名誉会員・賛助会員）
- ⑬ 本会一部改訂 平成 17 年 4 月 1 日（会費）
- ⑭ 本会一部改訂 平成 22 年 2 月 21 日（会員）（顧問・名誉理事長・名誉会員・賛助会員）（細則制定）
- ⑮ 本会一部改訂 平成 24 年 2 月 19 日（役員の構成）（選出）（理事会・常任理事会）（役員の仕事）（役員の任期）

細 則

平成 22 年 2 月 21 日制定

第 1 章 全国大会及び地区研究会

第 1 条 学会の全国大会は、年 1 回開催する。

第 2 条 地区学会研究会は、年 1 回以上開催する。

第 2 章 事 業

第 3 条 事務局の管理・運営は、会則第 9 条により、常任理事会がこれにあたる。

第 3 章 会員及び会費

第 4 条 顧問・名誉理事長・名誉会員は、本学会における顕著な貢献者として常任理事会における推薦のもとに理事会の議を経て承認された会員とする。

第 5 条 名誉会員は、会費を納めることを要しない。

第 6 条 顧問・名誉理事長・名誉会員は、全国大会及び各地区の研究会における参加費を免除するものとする。